自動運転実証調査事業支援業務委託仕様書

本仕様書は、小牧市（以下、「発注者」という。）が委託して実施する「自動運転実証調査事業支援業務」（以下、「本業務」という。）について定めるものとする。

１　目的

本市では、市民の日常生活の足を支えているこまき巡回バス「こまくる」（以下「こまくる」という。）の将来的なサービス水準の維持に向け、懸念されるバスの運転手不足に対応するため、令和５年度より自動運転に関する情報収集、分析及び検討などを進めている。

今年度の事業（以下「本事業」という。）は、「こまくる」の一部路線においてレベル２相当（運転席「有人」での自動運転）で自動走行が可能なバス型車両を運行し、自動運転に関し、走行性や安全性、社会受容性などの検証を行うとともに、これまでの実証調査で明らかとなった様々な課題を踏まえ、レベル４自動運転の許認可申請に必要な諸条件の洗い出しやコストの検証等を行い、「こまくる」へのレベル４自動運転移動サービスの導入方針を策定する。

本業務は、市が本事業を行うにあたり、必要な支援を行うものである。

２　履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和８年２月28日までとする。

３　業務内容

受注者は、本仕様書並びに契約書、関係法令に基づき以下の業務を実施すること。

なお、本事業は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実証推進事業）を活用して実施することから、当該補助金の公募要領、交付規程等の関係書類及び交付申請書類の内容を遵守すること。

（１）自動運転車両の運行準備

ア　運行計画の立案

受注者は、次に掲げる内容を踏まえ、「こまくる」へのレベル４自動運転移動サービスの実装を見据えた運行計画を立案すること。

1. 運行ルート

地域住民、道路管理者及び交通事業者等の理解が得られることを前提として、令和８年度こまき巡回バス再編に係るルート案として示している「Ｔ１篠岡光ヶ丘線」を原則とする。

1. 運行期間

「こまくる」へのレベル４自動運転移動サービスの実装に向け、十分な調査結果が得られると見込まれる運行期間（本番走行期間を土日祝日含めて14日以上）とすること。

1. 自動運転車両

レベル２以上で制限速度以内において他の通行車両の走行に影響が及ばない速度での走行が可能であり、かつ15席以上の座席数（運転席除く）を確保することが可能なＥＶバスを１台調達すること。

1. その他

・「こまくる」への自動運転の導入を見据え、交通事業者（民間路線バス事業者）を運行事業者に加え運行支援（運転手・遠隔監視員派遣）を行い、課題の洗い出しや意見収集を行うこと。

・本番走行期間中は一般乗車を行うこと。なお、一般乗車は、無償運送とし、可能な限り多くの方が乗車できるよう車内のレイアウトや座席数を計画すること。また、一般乗車の乗車予約は、Ｗｅｂの活用等により効率的かつ操作が容易な予約申込方法を構築し、管理すること。

・調達する自動運転車両の規格に適合する充電設備を用意すること。

イ　実証調査計画の立案

受注者は、走行性、安全性、社会受容性（自動運転車両の利用者を対象としたアンケート調査等）などの検証に必要な実証調査の実施計画を作成し発注者に提出すること。

ウ　走行設定等

受注者は、設定した運行ルートのリスク評価をして、３Ｄマップの作成を行うなど運行が可能な状態とすること。

エ　関係機関協議等

受注者は、自動運転車両の運行にあたり、関係機関との協議並びに関係法令等に基づく必要な手続きを行うこと。

また、本事業における自動運転車両の運行は小牧市地域公共交通会議への協議案件のため、当該会議の構成員と行う個別協議において、発注者が必要と認める場合は、協議を行う場に出席するとともに、協議に対する考え方や対策を整理すること。

オ　情報発信に関する協力

受注者は、関係者の試乗機会の確保、小学生・中学生を対象に自動運転を題材とした講座および試乗会などの教育活動、市及び報道関係者による情報発信等に協力すること。

高齢者を対象とした自動運転車両への乗車方法やスマートフォンからの予約等の利用支援を実施すること。

カ　その他

受注者は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。

（２）自動運転車両の運行

ア　運行等の実施

受注者は、（１）に基づき、自動運転車両の運行を行い、「こまくる」でのレベル４自動運転移動サービスの実装に向けた課題の洗い出しを行うこと。

イ　事故発生時の対応

受注者は、交通事故等が発生した場合には事故原因等を検証可能とする措置を講ずること。

交通事故が発生した場合には運行を中止し、乗客の安全の確保に必要な措置を講じて、直ちに発注者に措置状況を報告すること。

また、事故発生後、速やかに発注者に事故状況を報告するとともに、事故発生の原因究明を行い、国土交通省が指定する事故報告書等を作成し発注者に提出すること。

（３）レベル４自動運転の許認可申請に必要な諸条件等の洗い出し等

受注者は、（２）の運行等を通じ、道路運送車両法施行規則第31条の２の２の規定に基づき、国土交通大臣又は中部運輸局長が行う自動運行装置への条件の付与、道路交通法第75条の12の規定に基づき、愛知県公安委員会が行う特定自動運行の許可並びに道路運送法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づく特定自動運行旅客運送にあたり必要となる事項の整理及び調査等を行い、レベル４自動運転の許認可申請に必要な諸条件、課題等（無人運行での問題点を含む）の洗い出しを行うこと。

また、本事業では、地方公共団体、関係行政機関、事業者による綿密な連携体制の下、レベル４自動運転移動サービス実装の関係許認可取得に向けた課題等について「小牧市レベル４モビリティ・地域コミッティ」（以下「地域コミッティ」という。）で協議を行う。受注者は、地域コミッティにおいて運行に係る事項の検討・推進に関し、自動運転移動サービス実装における役割を担うため、構成員として参画し、会議に出席するとともに、市が事務局として処理する会議等資料準備、議事録作成、結果報告等の地域コミッティ運営事務の支援を行うこと。なお、会議は契約期間内に２回程度開催する。

（４）「こまくる」の運行サービスに必要な諸条件等の洗い出し

受注者は、（３）での業務内容を踏まえ、「こまくる」への自動運転の導入を見据え、実際の乗客への対応等の運行サービスに必要な諸条件、課題等の洗い出しを行うこと。

（５）「こまくる」への導入及びその後の運行に必要な経費のほか資金フレームの検討

受注者は、「こまくる」への自動運転の導入及びその後の運行に必要な経費のほか国庫補助金の活用などの資金フレームの検討を行うこと。なお、運行に必要な経費の算出は、（１）．ア．①の運行ルートへの導入を想定し、検討を行うこと。

（６）業務の実施

受注者は、業務の実施にあたり業務責任者（業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。）を定めること。

業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、業務工程表等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

業務責任者は、業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密に連絡調整を行うこと。また、発注者と連絡調整をした結果については、記録を整備すること。

（７）報告書等の作成

ア　自動運転車両の乗降者数の報告

受注者は、本番走行期間中の自動運転車両の乗降者数について１日ごとに発注者に報告すること。また、運行期間終了後には乗降者数を取りまとめ、報告書形式で作成し発注者に提出すること。

イ　アンケート調査結果の報告

受注者は、本業務において実施したアンケート調査の集計結果、分析結果について報告書を作成し発注者に提出すること。また報告書とは別に、市ホームページへ公表するための報告書の概要資料を作成し発注者に提出すること。

ウ　補助事業の実績報告

受注者は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実証推進事業）の公募要領や交付規程等に基づく提出書類の（案）を作成し発注者が提出書類に応じて都度、指定する期日までに提出すること。

エ　成果報告

受注者は、本事業の実施結果、令和５年度からの本市の自動運転実証調査の総括、「こまくる」への導入方針案を取りまとめた成果報告書を作成し発注者に提出すること。また報告書とは別に、市ホームページへの公表や小牧市地域公共交通会議への報告等を行うための成果報告書の概要資料を作成し発注者に提出すること。

４　疑義

受注者が、本業務を行うにあたり、本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書及びその他業務に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示を受けるものとする。

５　著作権

成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を発注者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理すること。なお、受注者が学会・イベント等で本業務の成果を発表する場合は、事前に小牧市の承諾を得ること。

６　秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

受注者は、本業務の成果品を第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、小牧市の承諾を得た場合はこの限りではない。

７　成果品

成果品及び部数は以下のとおりとする。

（１）各種提出書類の電子データ（発注者の指定するデータ形式）

（２）業務完了までの連絡調整記録及び各種提出書類を作成するにあたっての根拠となるデータ等の関係資料一式

（３）その他、発注者が必要と認めた資料一式

８　代金の支払い

委託代金の支払いは一括払いとし、業務完了時に発注者が検査を行い、その検査に合格した後に、発注者が、受注者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。